

入札説明書

北九州市公告第384号の「カード券面プリンター導入及び保守等業務委託に係る一般競争入札」については、公告文、地方自治法、同法施行令、北九州市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 事務を担当する主管課の名称及び所在地等

総務市民局市民部区政推進課（担当：中津留、西岡）

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所2階

電話 093-582-2107

メールアドレス sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp

2 入札手続等

(1) 入札関係資料の交付

以下の方法により、入札関係資料を交付する。

交付方法 電子メール及び市ホームページ上にて無償で交付。電子メールで交付を希望する場合は、交付期間内に北九州市総務市民局市民部区政推進課に連絡すること。

交付期間 公告の日から令和8年6月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札関係資料に関する質問の受付

入札関係資料に質問がある場合は、「質問票（所定様式）」を提出すること。（口頭による質問は受け付けない）

受付期限 令和8年6月2日 午後5時

提出方法 電子メール（送信先 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp）

なお、質問に対する回答書は、令和8年6月4日までに入札参加者全員に電子メールで通知する。（質問者の名前は匿名とする）

(3) 入札参加申出書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、以下の書類を所定の期日までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

提出書類 入札参加申出書（所定様式） 1部

提出場所 総務市民局市民部区政推進課

提出方法 電子メール（送信先 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp）

件名に「カード券面プリンター導入及び保守等業務委託」と記載すること。

提出期限 令和8年6月2日 午後5時

(4) 入札及び開札

ア 入札及び開札の実施

提出書類 ・入札書（所定様式）及び入札金額積算内訳書（任意様式）
・代表者の代理人による入札を行う場合は、委任状（所定様式）

日 時 令和8年6月8日 午前10時

場 所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 入札書の記入

- ・入札書（所定様式）を使用すること。
- ・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ・金額の頭に¥を記載すること。
- ・入札書には全ての費用の総額を記載すること。

ウ 入札金額積算内訳書の作成

入札金額積算内訳書の様式は自由であるが、個別項目別（人件費、物件費など）に作成すること。

ただし、再度入札の場合は、提出の必要はない。

エ 入札の辞退

- ・入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- ・入札を辞退するときは、入札書を投函するまでに「入札辞退届(所定様式)」を担当職員へ提出すること。辞退を理由に、不利益な取扱いを受けることはない。

オ 入札の中止等

市は、特別の事情のある場合は、一般競争入札の中止、延期又は取消しをすることができる。

カ 入札の無効

次の各号に該当する場合は、入札を無効とする。

- ・入札参加の資格がなくて入札したとき。
- ・入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき。
- ・入札書に記名押印のないとき、入札首標金額を訂正したときまたは記載事項について

て判読できないとき。

- ・同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- ・代理入札で「委任状（所定様式）」を提出しないときまたは他人の代理を兼ねもしくは2人以上の代理をしたとき。
- ・入札者が協定して入札したと認められるとき。
- ・その他入札に際し不正の行為があったとき。

キ 入札に参加できない場合

次の各号に該当する場合は、入札に参加不可とする。

- ・指定された日時に「仕様書等」の交付を受けなかったとき。ただし、再度指定された日時に交付を受けた時はこの限りでない。
- ・入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- ・代理人による入札で委任状が不備のとき。

ク 落札者の決定方法

- ・予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- ・落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ケ 開札の異議

一般競争入札の入札者は、開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができない。

コ 異議の申立て

入札した者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(5) その他

公告文のとおり

3 その他事項

- (1) この委託業務について苦情の申立てが行われた場合、業務手続きの停止等が行われる場合がある。
- (2) 入札関係資料を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用してはならない。

- (3) 競争入札参加者及び受注者が、この委託業務に関して要した費用については、すべて競争入札参加者及び受注者が負担するものとする。